

## 教職大学院の現状と課題

和歌山大学 添田久美子

### 1 教職大学院の現状

- ① 教職大学院設置・設置予定一覧(資料 1)
- ② 定員充足率(資料 1)
  - ・学部新卒者のインセンティブ
  - ・現職院生
- ③ 教育課程 45 単位以上、うち実習 10 単位以上
  - ・共通科目…5 領域すべての領域に科目配置、総単位 20 単位
    - 1) 教育課程の編成・実施に関する領域
    - 2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域
    - 3) 生徒指導、教育相談に関する領域
    - 4) 学級経営、学校経営に関する領域
    - 5) 学校教育と教員の在り方に関する領域
  - ・コース設計(資料 1)
  - ・専修免許状

### 2 大学教員 最低限必要な専任教員数 11 人

- ① 実務家教員
  - ・割合…実務家教員の比率は 4 割以上
  - ・定義…「今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申)」

「実務家教員の範囲は学校教育関係者・経験者を中心に想定されるが、そのほか医療機関や福祉施設など教育隣接分野の関係者、また民間企業関係者など、幅広く考えられる。実務家教員の要件としては、学校教育関係者の場合、一定の勤務経験を有することにより優れた教育実践を有する者であるとともに、実践的・実証的研究成果の発表記録などから、専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者とすることが必要である。」
  - ・実務家のキャリアパス
- ② 大学教員
  - ・教授の割合…最低限必要な専任教員数の 1/2 以上
  - ・意識

### 3 認証評価

- ① 成立の経緯
  - 平成 22 年 3 月文部科学大臣から「専門職大学院のうち教職大学院及び学校教育系専門職大学院の評価を行う認証評価機関として認証。
- ② 構成
  - 理事会⇒評価委員会⇒評価専門部会
  - ピアレビュー
- ③ 基準
  - 3 回改訂、基準領域 10

資料1 教職大学院開設・開設予定一覧

	大学	定員 H28 年度 教職(学卒)/既設	充足率% H27 年度	設置 年度	コース			特色		
					数*1	学卒のみ	経営*2	昼夜等	免取得プ	1年制
国立大学	1	45(15) /135	96	20	3	有	有	有		
	2	32(16程度) /25	72	20	2		有			
	3	20(10) /0	105	21	4		有	有		
	4	15 /25	93	27	1					
	5	16 /23	106	20	2		有			
	6	40 /279	110	20	2		有			有
	7	60 /240	126	20	2		有		有	
	8	37 /30	113	20	3		有		有	有
	9	14(6) /28	107	22	1					
	10	20 /49	105	20	4		有			
	11	20 /52	110	21	4		有			
	12	50 /100	86	20	3		有	有	有	
	13	60 /57	107	20	3		有	有		有
	14	30 /191	123	27	3	有	有	有		
	15	100 /200	89	20	6		有	有	有	
	16	25 /45	140	20	4		有	有	有	
	17	20 /70	120	20	1			有		
	18	50 /250	118	20	2	有	有		有	
	19	40 /60	110	21	3	有	有		有	
	20	38 /0	87	20	3				有	有
	21	28 /8	114	20	4		有			有
私立大学	1	15	67	21	3		有	有	有	有
	2	25	84	20	2		有		有	有
	3	20	75	20	4		有		有	有
	4	30	77	21	2		有			有
	5	60	70	20	1					有
	6	20	75	20	1					
28 年度 開設 予定	1	20 /6		28	3		有		有	有
	2	16 /0		28	—		有			
	3	15 /32		28	2		有	有		
	4	15 /37		28	3		有			
	5	20 /59		28	—					有
	6	20 /42		28	2					
	7	14 /—		28	—					
	8	20 /20		28	2	有				
	9	15 /0		28	2		有			
	10	15 /30		28	2	有	有			
	11	17 /8		28	—				有	

12	20	/152		28	2		有			
13	14	/27		28	2		有			
14	14	/37		28	3		有		有	有
15	15	/40		28	2		有		有	
16	20	/0		28	3		有			
17	10	/21		28	2		有			
18	14	/21		28	—					

注 教員養成企画室 情報提供(H27.12.6)、パンフレット、学生募集要項から得た読み取った情報により添田作成。そのため、データ不正確の可能性があります。特に、H28年開設の大学については、入手できた情報が少ないため、その傾向があります。利用はお断りします。

\*1 「コース」の数は、明確にコースに分かれ、教育課程が異なるもののみをカウントしている。

\*2 「コース」の名称や説明において「経営」や「マネジメント」が明示されているもののみをカウントしている。

\*3 夜間や長期休業中の履修のみで授業が履修できると明記しているのみをカウントしている。14条特例による2年次の履修の特例等は含まない。

\*4 免許取得プログラムとして設定しているもののみをカウントしている。学部における科目等履修が可能であるという説明のものは含まない。

## 資料2

「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」平成18年7月11日 中央教育審議会

(3) 具体的な制度設計（主として設置基準に関連する事項について）抜粋

○ 課程の目的：「専ら教員の養成又は研修のための教育を行うことを目的とする」などの共通的な目的規定を整理することが適当である。

○ 標準修業年限：一般の専門職大学院と同様、2年とすることが適当である。

○ 必要修得単位数：45単位以上とすることが適当である。また、そのうち10単位以上は学校における実習によることとし、10単位の範囲内で、大学の判断により教職経験をもって当該実習とみなすことができるようにすることが適当である。

○ 教育課程：学校現場における中核的・指導的な教員として必要な資質能力の育成を目指し、理論と実践の融合を強く意識した体系的な教育課程を編成すべきことを明確にする必要がある。具体的には、体系的に開設すべき授業科目の領域として、1) 教育課程の編成・実施に関する領域、2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域、3) 生徒指導、教育相談に関する領域、4) 学級経営、学校経営に関する領域、5) 学校教育と教員の在り方に関する領域のすべての領域にわたり授業科目を開設することが適当である。

○ 履修形態：特に現職教員が職務に従事しながら履修できるよう、昼夜開講制、夜間大学院等の弾力的な履修形態を可能とすることが適当である。

○ 免許状未取得者：教職大学院在学中に所定履修単位のほか、一種免許状の取得に必要な所要単位を修得することが必要である。この履修に当たって、学部での開設科目の履修のほか、教職特別課程（教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程）において履修することも可能である。

○ 専任教員：最低限必要な専任教員数は11人とするとともに、うち実務家教員の比率はおおむね4割以上とすることが適当である。実務家教員の範囲は学校教育関係者・経験者を中心に想定されるが、そのほか医療機関や福祉施設など教育隣接分野の関係者、また民間企業関係者など、幅広く考えられる。実務家教員の要件としては、学校教育関係者の場合、一定の勤務経験を有することにより優れた教育実践を有する者であるとともに、実践的・実証的研究成果の発表記録等などから、専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者とする必要がある。

○ 学位：「教職修士（専門職）」等の専門職学位を学位規則において定めることが適当である。

○ 認証評価等：中核的・指導的な教員の養成・研修の場としての水準の維持・向上を図るため、大学としての自己点検・評価や認証評価が重要である。大学関係者、学校関係者、地方教育行政担当者等により構成される認証評価機関を速やかに創設し、不断の改善を促すシステムを構築するよう関係者の努力を促すとともに、国として必要な支援を行うことが必要である。

専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）

18 文科高 680 号 平成 19 年 3 月 1 日

第三 専門職大学院に関し必要な事項について定める件の改正（専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）の一部を改正する件（平成 19 年文部科学省告示第 31 号））

## 二 教職大学院の教育課程

教職大学院は、実習のほか、教職課程の編成及び実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導及び教育相談に関する領域、学級経営及び学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域について、授業科目を開設するものとする。教職大学院は、この全ての領域において科目を開設するほか、実習による科目及びその他の開設科目を含め体系的に教育課程を編成するものとする。学生の授業科目の履修が、いずれかに過度に偏らないよう配慮するものとする。（第 8 条関係）

## 第五 留意事項

五 教職大学院の教育課程について、全体として体系的に編成されるものとされていることから、5つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は、一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最低必要修得単位数を引いたもののうちの半数）以上となることが目安となること。